

令和元年6月20日現在

機関番号：32676

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03090

研究課題名(和文) 日本中世の土地境界紛争における実検使の機能と紛争解決

研究課題名(英文) The function of the " JIKKENSHI " in medieval boundary conflict

研究代表者

山本 弘 (YAMAMOTO, HIROSHI)

星薬科大学・薬学部・准教授

研究者番号：80363307

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、中世の土地境界紛争における実検使(堺相論実検使)の実態及び機能の解明、ならびに実検使の視点を通じた土地境界紛争解決における紛争観念の考察であった。本研究では、単なる現地調査だけではなく紛争そのものの解決に繋がる調整機能を有していたと考えられている日本中世の実検使について、これまでなされていなかった実検使の観点からの史料検討や、個別事例の横断的な研究を行うことができたといえる。また、近接領域の研究者や現代の土地境界紛争に携わる実務家との交流、さらには現地調査を頻繁に行うことによって有益な示唆を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまであまり検討されてこなかった「土地境界紛争における実検使」という観点から史資料の検討を行い、裁判権力と接続または隔絶しながらも機能していた実検使について検討を深め中世の紛争解決の一端を解明することができた。また、現在の課題でもある土地境界紛争の分野にも提言できる研究ができたと考える。しかし、断片的な史資料が多く実態が鮮明に解明できたとはいえない。今後は、他の時代や他地域との比較を通じて更に研究を深めていきたい。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to clarify the actual condition and function of the " JIKKENSHI " in boundary conflict in the Middle Ages, and to consider the idea of dispute in the boundary conflict from the viewpoint of the " JIKKENSHI ". In this research, we examine historical materials from the viewpoint of the unconventional reviewer of the Japanese medieval " JIKKENSHI " who was thought to have a coordination function that leads not only to a simple field survey but to the resolution of the conflict itself. In addition, it can be said that cross-sectional research of individual cases was possible. In addition, we could obtain useful suggestions by conducting frequent field surveys and interactions with researchers in nearby areas and practitioners involved in contemporary boundary conflict.

研究分野：日本法制史

キーワード：実検使 土地境界紛争 紛争解決 日本法制史

1. 研究開始当初の背景

これまで、中世の実検使に関する研究は、主として個別事例研究のなかで一部言及される、という形で行われてきた。関連研究として外岡慎一郎氏らによる「両使」研究があるが、これは訴訟審理の中で派遣される実検使を中心的なテーマとしているわけではなく、下された判決の執行機関すなわち遵行使節（裁許の執行を担う使節）を国制的観点から扱っている。これは現地に派遣されるという点においては堺相論実検使と同一であるが、訴訟過程における位置づけが根本的に異なっている。そのため、外岡氏をはじめとする先行研究は、有益な参考となるものの、裁判の審理過程における実検使に関する研究とはズレがあった。本研究では、遵行使節との比較検討もあわせて行い、実検使の実態解明を深化させたいと考える。また、江戸期における土地境界紛争で派遣された「検使」については小早川欣吾氏の研究をベースとして個別事例研究が蓄積されている。近世法制史での成果を参照しながら、中世から近世へ、さらには近代以降のわが国における土地境界紛争へとつながる視野をもちながら、本研究を進めていきたいと考えていた。

また、従来土地境界紛争について研究を進めてきたが、これまでは「裁判所」あるいは「裁判権力」として出した「裁許」に着目して事例横断的な検討を行ってきた。平成 25 年に学会報告した内容も「裁判権力」の観点から抜け出すことはできず制度論に終始してしまい、実検使の現地における機能的観点が欠落していた。本研究では、これまでの研究を参考としながら、「係争地である現地」や「紛争当事者」に近い視点から考察を行っていききたい。これまでの「権力者による裁許」という一面的な考察から「現地における紛争解決の力」あるいは「現地での紛争解決に向けたさまざまな立場からの働きかけ」について多面的に捉えていくことを計画していた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中世の土地境界紛争における実検使（堺相論実検使）の実態及び機能の解明、ならびに実検使の視点を通じた土地境界紛争解決における紛争観念の考察であった。

前近代における土地境界紛争では、裁判権力から派遣され現地調査をする実検使が登場する。とくに中世の実検使は、単なる現地調査だけではなく紛争そのものの解決に繋がる調整機能を有していたと考えられている。しかし、実検使の観点からの史料検討や、個別事例の横断的な研究はほとんどなされていない。そこで、本研究では、実検使の考察を通じて当該期の土地境界紛争に関する法観念を明らかにすることを主たる目的とし、副次的目的として現在の課題である土地境界ADR、現行裁判での経界確定訴訟および筆界特定制度へのフィードバックを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、研究内容を3つの位相に意識的に分けた。順次段階的に取り組んでいくとともに、上位フェーズで得られた成果を元のフェーズに還元することによって、各位相を補完していった。

【フェーズ 1】史資料における紛争研究「史資料の収集・検討」「現地調査」「実検使データベース作成」

【フェーズ 2】研究者・実務家との意見交換「土地家屋調査士等との議論」「近世史研究者との議論」

【フェーズ 3】成果公表および総合的検討「法制史関連学会での研究発表」「聞き取り調査を行った各地の土地家屋調査士会等での成果報告」

当初の予定では、フェーズ 1 を平成 27 年度前期から平成 28 年度前期、フェーズ 2 を平成 28 年度後期から平成 29 年度前期、フェーズ 3 を平成 29 年度後期から平成 30 年度後期と設定して進めていたが、学事等によりエフォート率が低下したため全体的に進捗が遅れてしまった。

4. 研究成果

本研究の成果としてまずあげられるのは、堺相論実検使についての史資料を網羅的に収集し検討することができたことにある。現在、手許に史資料がそろっているもののまだ公表段階までには整理が進んでいない。今後、同分野を研究している方に広く公表できるよう整備していきたい。

また、本研究では、紛争において両当事者の納得を担保していくプロセスを裁判と捉え実検使その他の事象を捉えた。こうした研究の流れのなかで、律令制の「伏弁」に関する知見を得た。これまでは中世の検討ばかり行ってきたが前後の時代とのつながりを意識した研究を行う重要性をこれまで以上に感じるとともに、微力ながら中世法的世界の検討から律令法に対するアプローチができたと考えている。

さらに、本研究ではADRによる紛争解決も導入されている現代の土地境界に係る紛争ないしは問題点にも視野を広げながら検討を行ってきた。その結果、法社会学や法哲学などと

いった近接領域の研究者や、土地家屋調査士などの実務家といった、ひろく土地境界や紛争処理について考究している研究者や実務家との交流の機会を得ることができた。本研究を発展させていくためにも貴重な示唆を多数いただいた。今後も研究上の交流を深め、相互に研究の進展を遂げたいと思っている。また、現地での活動が必要な実検使をテーマにしている本研究では、史資料確認のために現地調査に赴くこともできた。当然のことながら中世の景観や住環境が当時のまま残っている地域はないが、一関市の骨寺村荘園といった比較的景観が残っている地域を現地調査したことにより、現地の位置関係など史料だけでは分からないことが理解できた。紛争研究において現地調査の重要性を再認識できたことは有益であった。

上述のように、本研究を通じて中世の実検使や土地境界紛争に関する多数の知見を得たものの、その全てを公表するに至っていないので、今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者は下線)

[雑誌論文](計 1 件)

山本弘、律令制下の伏弁に関する一考察、星薬科大学一般教育論集、査読有、第 34 輯、2016、55-71

https://stella.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=823&item_no=1&page_id=13&block_id=21

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

なし

6. 研究組織

研究協力者

なし

[主たる渡航先の主たる海外共同研究者]

なし

研究協力者氏名:

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

〔その他の研究協力者〕

なし

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。